

福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

現在、有効期限が平成20年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

1. 福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

受給資格(それぞれ所得制限があります)

- **重度心身障害者(児)(65歳未満)**
 - * 65歳～74歳の方で、後期高齢者医療の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。
- **重度心身障害老人(後期高齢者医療制度の該当者)**
 - ・身体障害者手帳1・2級所持者
 - ・知的障害の程度が重度の方
 - ・身体障害者手帳3級で、かつ知的障害の程度が中度の方
 - ・身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方
 - ・特別児童扶養手当1級支給対象児童(重度心身障害者(児)のみ)
- **母子・父子家庭(65歳未満)**
 - ・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子
- **ひとり暮らし寡婦(65歳未満)**
- **ひとり暮らし高齢寡婦(65歳～69歳)**
 - ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態で1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる方
- **老人(65歳～69歳)**
 - ①低所得老人
 - ・本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに、市民税が課税されていない方
 - ②68・69歳老人
 - ・本人、配偶者及び扶養義務者に所得制限があります。

2. 精神科通院医療費受給券・助成券の更新手続き

受給資格(それぞれ所得制限があります)

- **重度精神障害者(児)(65歳未満)**
 - * 65歳～74歳の方で、後期高齢者医療の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。
- **重度精神障害老人(後期高齢者医療制度の該当者)**
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療費(精神通院)を受けておられる方

手続き期間

7月22日(火)～31日(木)8:30～17:15(土・日を除く)

場 所

保険年金課または各支所

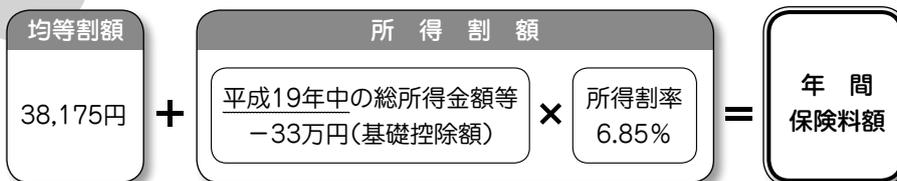
持参する物

- ・健康保険証
 - ・前住地の所得証明(平成20年1月2日以降に本市に転入された方)
 - ・その他通知に明記されている物
- * 該当の方へは7月中旬に個人あてに通知しますので、更新の手続きをしてください。なお、通知のない方で、該当すると思われる場合は、お問い合わせください。

問い合わせ

保険年金課 後期高齢者医療係
☎65-0689 FAX63-4618

保険料の決め方



- ※年間保険料額の上限額は50万円です。
- ※所得割額の対象となる所得は被保険者本人の所得のみで、ご家族の方の所得は含めません。
- ※所得の低い世帯の方は「均等割額(38,175円)」が7割、5割、2割と減額されます。

問い合わせ
保険年金課
後期高齢者医療係
☎65-0689
FAX63-4618

特別徴収
介護保険料が天引きされている年金から後期高齢者医療の保険料も天引きされます。

普通徴収
特別徴収とならない方は、納付書や口座引き落としで納めていただくこととなります。

保険料の納め方



平成19年分の所得が確定したことにより、平成20年度の後期高齢者医療保険料額の本算定を行いました。保険料額は、所得にかかわらず被保険者お一人おひとりに均等に納めていただく「均等割額」と、その方の所得に応じた納めていただく「所得割額」の合計額となります。

長寿医療(後期高齢者医療) 制度の保険料が確定しました